

第3期山梨市障害福祉計画（案）に対する

パブリックコメント へのご協力ありがとうございました。

福祉事務所障害福祉担当

市では、「第3期山梨市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）の原案を作成し、これに対する、市民の皆さんのご意見など（パブリックコメント）募集をしました。

実施概要及び寄せられたご意見に対する市の考え方は別紙のとおりです。ご協力ありがとうございました。

第3期山梨市障害福祉計画は、平成23年度内に策定し、ホームページへの掲載や牧丘支所、三富支所各地区公民館で配布しています。

〒405-8501

山梨市小原西843

山梨市福祉事務所 障害福祉担当

TEL22-1111 内線 1137

第3期山梨市障害福祉計画（案）に対する パブリックコメント実施概要

市では、「第3期山梨市障害福祉計画」の原案を作成いたしました。
この計画は、「第3期山梨市障害福祉計画」（平成24年度～26年度）の障害福祉施策の今後の方向性を示すものです。
原案に対する市民の皆さんのご意見（パブリックコメント）を募集しました。

【原案閲覧の方法・場所】

- ①山梨市ホームページ
アドレス <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp>
- ②市役所福祉事務所、牧丘支所、三富支所

【閲覧期間】 平成24年2月28日(木)～3月13日(木)

【意見の募集期間】 平成24年2月28日(火)～平成24年3月15日(金)
※郵送の場合、当日消印有効

【意見の提出方法】

◇市で用意した用紙または任意の用紙に、住所、氏名、電話番号、意見を明記し、郵便、ファクス、電子メール、または持参

【提出された意見】 16件

【意見等に対する市の考え方】 別紙のとおり

第3期山梨市障害者福祉計画（案）への
ご意見（パブリックコメント）と市の考え方について

No.	性別など	意見	意見概要	回答
1	男性	改正自立支援法の内容についての、概略の説明が入ると、計画作成の趣旨が理解できると思います。あるいは第2期障害福祉計画との相違点についての説明も必要に感じます。	改正自立支援法概略、及び第2期との相違点	第2期との違いは、改正自立支援法の部分が主になっていますので、追加記入しました。
2	男性	自立支援法の体系図を掲載し、県と市町村の役割について市民の理解を図るのも必要に感じます。	県と市の役割について	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。
3	男性	本計画と関連計画、関係法との関連図を載せると分かりやすいと思います。	関連計画及び関係法の掲載について	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。
4	男性	地域活動支援センターについては、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型について記載すると分かりやすいと思います。Ⅰ型しかないのであればⅡ型・Ⅲ型については無いことを明記するとよいのかもしれない。	地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型の区別について	補足記入しました。
5	男性	全体的に就労を中心に行っているように感じますが、生きる力を高めるための施策や社会との交流促進策についての具体的な対応が入るとよいと思います。	生きる力を高める施策、社会との交流促進策について	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。
6	男性	改正児童福祉法では、サービスの提供体制の整備方針を定めるのが望ましいと、されているので、その主旨に沿った計画を入れるのがベターかと思えます。	改正児童福祉法に沿って、整備方針を計画する。	本計画は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画のため、今後検討させていただきます。
7	男性	サービス等の従事者の確保と資質の向上とありますが、そのための方策が具体的に示されていないように思われます。	サービス等の従事者の確保と資質の向上の方策について	事業所研修として、県主催の人材育成がすでに行われています。市としても今後検討していきたいと思えます。
8	男性	東日本大震災があり、東海地震も予測されているところより、災害時における障害者への対応が盛り込まれていないのは誠に残念です。	災害時における障害者への対応について	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。平成24年度に地域防災計画の見直しと、避難所開設のマニュアルを作成予定です。同時に、各区長・民生委員さんを通じ防災支援登録申請書の整備も随時進めています。
9	男性	地域社会の理解の促進、とじこもり障害者への対応についての方策を入れてみてはどうでしょうか。	閉じこもり障害者の対応について	今後は相談支援体制を充実させ、とじこもり障害者の福祉サービスにつながる支援に努めます。
10	男性	各種手帳の所持者数について、近年の推移を掲載することにより、市民への啓発・理解の促進にもつながると思いますが、いかがでしょうか。	各種手帳所持者数についての掲載	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。
11	男性	地域生活支援事業については、必須事業と任意事業を明確にしてはいかがでしょうか。特に任意事業は、各市の特徴や力の入れ具合が現れるところであると思えます。	地域生活支援事業の必須事業と任意事業の明確な記載について	補足説明記入しました。
12	男性	市民との交流活動について(社会の理解の促進)、障害者団体相互ネットワークの構築促進について、ご努力されているところを載せていただければと思います。	市民との交流活動、障害者団体相互ネットワークの構築・促進について	山梨市障害者基本計画(H18～27)に掲載しています。市民との交流については、障害者福祉会を中心に社会福祉協議会やすらぎなどに活動が掲載されています。
13	男性	基幹相談センターを計画基幹中に整備する、としていますので、その時期を明記してはいかがでしょうか。	基幹相談センターの設置時期について	相談支援業務委託先である社会福祉協議会と体制整備など、慎重に進めています。
14	男性	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえ、虐待防止に向けたシステムの整備にも取り組んでいきます、としており方策と対応をいれてはいかがでしょうか。	虐待防止のシステム整備について	国及び県からの虐待防止マニュアルが、平成24年度出される予定です。平成24年10月までにマニュアル等整備を行う予定です。
15	男性	第3・サービス事業量の見込みと提供体制の確保策については、提供体制の確保策について、具体性を欠く部分が多く残念です。	サービス提供体制の確保について	今後もサービス事業所の皆様とも情報を共有して検討していく予定です。
16	男性	精神障害者の社会復帰について、送迎サービス付きの作業所や就労支援施設などが不在状況である。とくに県主催の行事に参加したいが交通手段が少ない。	精神障害者の適正な就労施設の不足と、交通手段について	精神障害者の各サービス事業所と連携を図り、送迎付き就労支援施設増の検討をしていきます。